



夏期の水難事故防止



魚釣りや水遊び中に溺れたり、ボートから転落する等の水難事故が後を絶ちません。過去には子供のみで川遊び中に流されたり、レジャー中のカヤックが転覆するなどして、死亡する水難事故が発生しています。水難事故にあわないために次のことに注意しましょう!!

1 子供から目を離さない

子供は活発的で常に動き回るものです。子供を遊ばせる前に危険な場所を確かめ、保護者の手と目が届く場所で遊ばせてあげましょう。

2 魚釣りや水遊びは複数人で

一人で魚釣りや水遊びに出掛けると、万が一水難にあった際に助けを呼ぶことができません。なるべく複数人で出掛けるとともに、ライフジャケットを着用しましょう。また、子供だけで遊んでいる場合は、周囲にいる人が注意してあげましょう。

3 危険箇所の点検を

普段は干上がっている河川敷でも、局地的な豪雨によって短時間で水位が上昇する場所があります。各家庭や地域等で、危険箇所を点検するとともに、危険箇所の管理者に事故防止施設の設置を要望するなど、安全対策を講じましょう。



国分交番

上田警察署
国分交番
電話 27-7623
作成 森山

～不法就労防止のために～

check

- ✓ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者
「不法就労助長罪」（3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金）
- ※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。
- ✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

○ 外国人を雇用する際は在留カードを必ず確認しましょう。

○ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと
例) 留学生が許可を受けずに働くこと

3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと



性犯罪被害、ひとりで抱え込まないで

突然の被害にあい、どうしたらいいのかわからなくなってしまういませんか？
とても不安に感じていても、誰にも話せずひとりで悩んでいませんか？

「ケガしていないし・・・」「大事にしたくない」「私がこのまま我慢すれば・・・」
と思わず、まずご連絡ください。

- ☆「性犯罪被害ダイヤルサポート110」
→「0120 - 037-555」
- ☆プッシュ回線 →「# 8103（ハートさん）」
- ※ 24 時間対応
- ※ 警察官等が対応
(可能な限り相談者の希望する性別の警察官等が対応します。)
- ※ 匿名でも相談可能です。



覚醒剤や大麻などの薬物乱用・密売への関与は
絶対にやめましょう!!

覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグなどの薬物に関する情報提供や相談は、

長野県警察本部 組織犯罪対策課

代表電話 026-233-0110

又は最寄りの警察署・交番までご連絡ください。

